

**人材開発支援助成金**  
**(特定訓練コース・一般訓練コース)**  
**事業主訓練実施変更届・チェックリスト**

(H29.4.1以降提出の  
訓練計画の変更)

・新たな訓練計画を追加する場合は**訓練開始日の前日から起算して1ヶ月前まで**に、既に届け出ている訓練計画に変更が生じた場合は、**変更が生じた日から訓練開始後7日以内**に、変更届（様式2号）を提出してください。

・届出書・申請書の押印は、雇用保険適用事業所設置届に押印された事業主印と同一としてください。

・添付書類（申請書類を除く。）は、返却しないため 必ずA4サイズにコピーのうえ ご提出ください。また、原本から転記及び別途作成したものではなく、根拠法令に基づいて、**実際に事業場ごとに調製し、記入しているもの、または、原本を複写機を用いて複写したものを提出するよう**お願いします。原本から加工・転記したものや別途作成された書類と確認された場合は、その書類を添付書類とは認められません。

・以下の書類のほかに、**労働局長が書類の提出を求める場合があります。**

**※訓練対象者は、雇用保険の被保険者（ただし、有期契約労働者、短時間労働者（1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間に比し短い労働者）、派遣労働者を除く）である者。**

○ **各訓練コースに共通して必要となる書類**

<input type="checkbox"/>	人材開発支援助成金 事業主訓練実施変更届（様式2号）
<input type="checkbox"/>	年間職業能力開発計画（様式3号）
<input type="checkbox"/>	訓練別の対象者一覧（様式4号）※受講回数欄はコース数を記載してください。（1人当たり1年度3コースまで）
<input type="checkbox"/>	訓練対象者が被保険者であることが確認できる書類（雇用契約書（写））※雇入れ前の場合は、雇用契約書（案）
<input type="checkbox"/>	OFF-JTの実施内容などを確認するための書類（訓練カリキュラム、講義で使用するテキスト等）
<b>事業主が事業内訓練を実施する場合は上記書類に加えて下記の書類</b>	
<input type="checkbox"/>	職業訓練指導員免許証、1級の技能検定合格証書など
<input type="checkbox"/>	（上記書類で確認できない場合）講師の略歴書など
<b>育休中等の者に対して訓練を実施する場合</b>	
<b>【育児休業中の訓練を実施する場合】</b>	
<input type="checkbox"/>	3か月以上の育児休業を取得していることが分かる書類（育児休業申出書など）
<input type="checkbox"/>	育児休業期間中に自発的に訓練を実施する旨の申立書（様式11号）
<b>【復職後の能力アップのための訓練を実施する場合】</b>	
<input type="checkbox"/>	3か月以上の育児休業を取得したことが分かる書類（育児休業申出書など）
<input type="checkbox"/>	職場復帰した日が分かる書類（出勤簿、タイムカードなど）
<b>【妊娠・出産・育児による離職者が再就職後の能力アップのための訓練を実施する場合】</b>	
<input type="checkbox"/>	妊娠・出産・育児により離職したことが分かる書類（前職が分かる書類など）
<input type="checkbox"/>	子が小学校就学の始期に達するまでに再就職したことが分かる書類（母子健康手帳の子の出生を証明する該当部分など）
<input type="checkbox"/>	再就職日が分かる書類（労働条件通知書など）

○ **一般訓練コースに必要な書類**

<b>一般訓練コースを実施する場合</b>	
<input type="checkbox"/>	キャリア形成の節目において定期的実施されるキャリアコンサルティングについて規定した労働協約（写）、就業規則（写）又は事業内職業能力開発計画（写）

○ **特定訓練コースの各訓練に必要な書類**

<b>特定分野認定実習併用職業訓練及び認定実習併用職業訓練を実施する場合</b>	
<input type="checkbox"/>	厚生労働省から交付された認定実習併用職業訓練の実施計画認定通知書（写）
<input type="checkbox"/>	OJT訓練のカリキュラム（訓練の内容が明確に確認できるもの）

※ **裏面へ続きます。**

